



第 5 章

計画の推進に向けて

- 1 評価と見直しの方法
- 2 目標値の設定





1 評価と見直しの方法

社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間時期である5年目の令和10年(2028年)に中間見直しの判断を行い、必要に応じて見直しを行います。

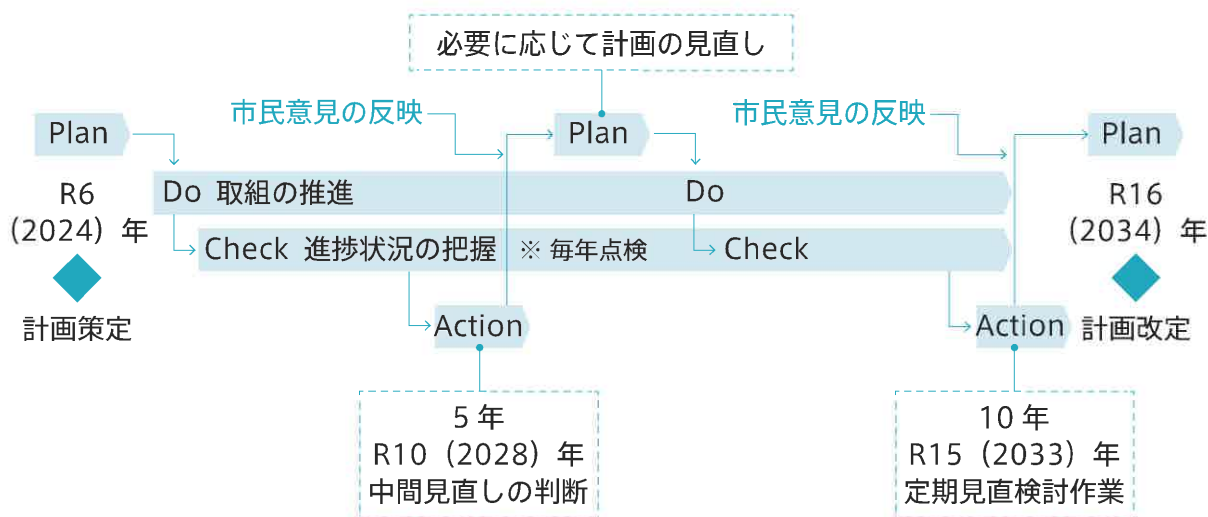
(1) PDCA サイクルの運用

各種調査の結果に基づき掲げた「めざすまちの姿」を実現するために、本計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

具体的には次のような流れで進行管理に取り組みます。

- 進捗状況の把握に努め、計画期間の中間時期である5年目に中間見直しの判断を行い、10年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、まちづくりが進む過程で、新たな課題や考え方が多く出てきた場合や、上位計画の改定に伴い、本計画を改定する必要がある場合には、随時見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。
- 進捗状況については、ホームページ等を通して公表します。

図 - 計画見直しのイメージ



(2) 計画の評価

毎年、市が行う事業の進捗状況や本市の現況を把握するとともに、本市総合計画に係る市民意識調査の結果も活用し、「めざすまちの姿」や分野別のまちづくりの達成状況、関係法令や関連計画の変更、社会経済情勢の動向を踏まえ、評価を行います。

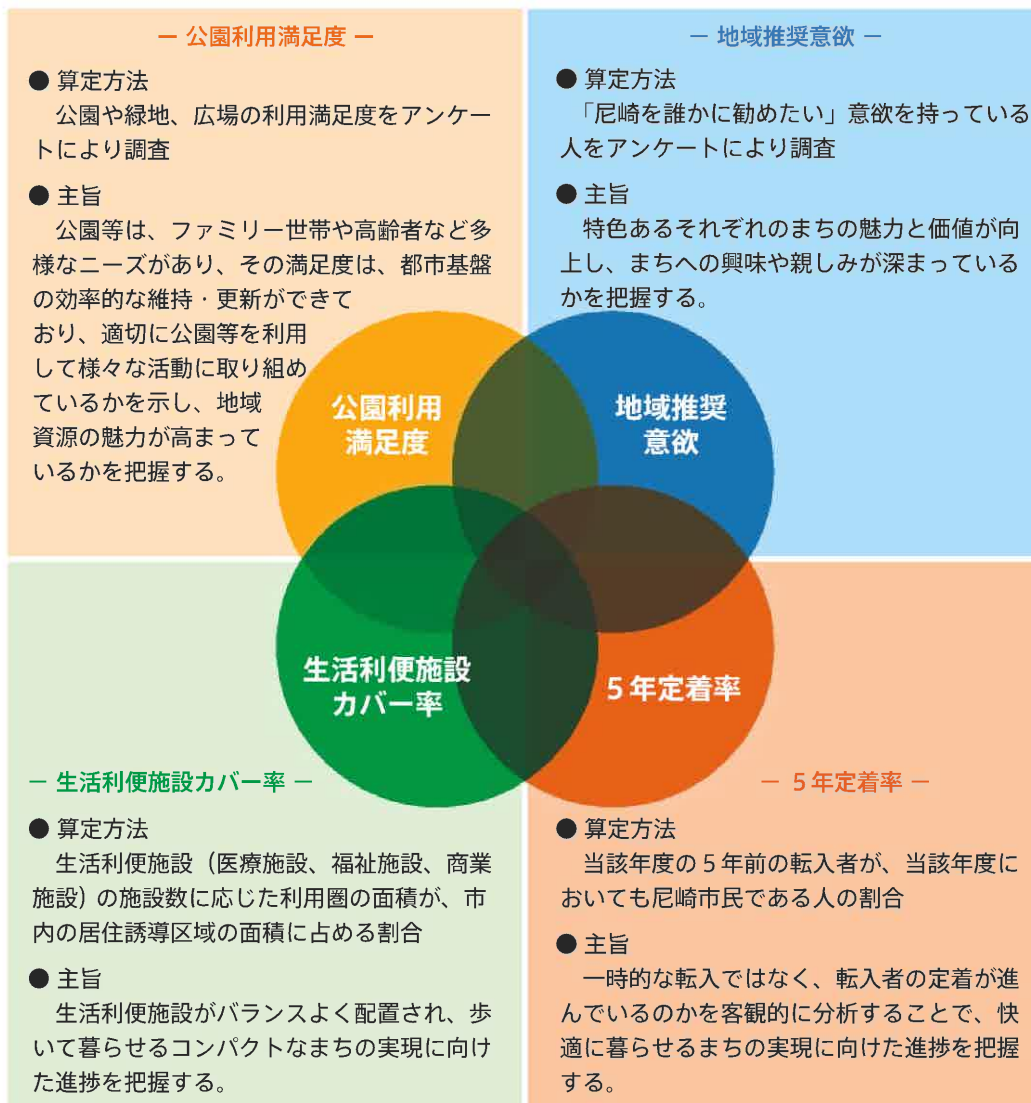
2 目標値の設定

第6次尼崎市総合計画において、くらしと産業を支える都市基盤のもとに、快適で魅力あるまちの実現を目指し、多角的かつ総合的な目標値を設定しており、本計画においても「めざすまちの姿」や歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちを実現していくために同じ目標値を設定します。

指標の考え方	指標				単位
	基準値（年及び数値）		目標値（年及び数値）		
公園利用の満足度、地域推奨意欲、生活利便施設のカバー率、転入者の5年定着率からなる「都市機能・住環境指数」を本計画全体の目標とする。	都市機能・住環境指数				ポイント
	令和4年 (2022年)	-2	令和15年 (2033年)	4	

※4項目それぞれ直近3か年と当該年度を比較し、直近3か年を上回っていれば+1ポイント、下回っていれば-1ポイントとして、その合計を指数とする。

【都市機能・住環境指数の考え方】





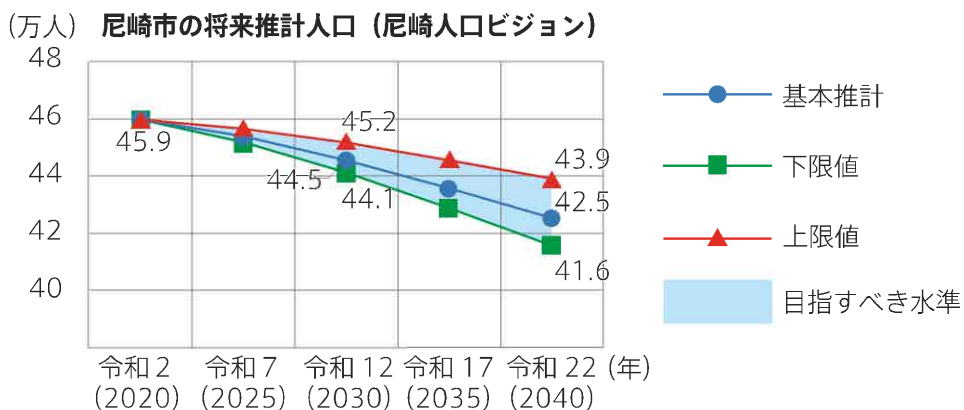
本計画のうち、特に立地適正化計画に関する各施策・事業の進捗状況を評価するための指標を次のとおり設定します。

(1) 居住誘導、都市機能誘導に関する評価指標

指標の考え方	指標				単位
	基準値 (年及び数値)		目標値 (年及び数値)		
居住誘導区域については、将来人口が減少する中でも、一定の人口密度を維持することを目標とする。	居住誘導区域内における人口密度				人 /ha
	令和2年 (2020年)	125.1	令和22年 (2040年)	119.5 [※]	
都市機能誘導区域内において設定した誘導施設のうち、誘導を目指す施設は2つあるため、その誘導を目標とする。	居都市機能誘導区域内に新たに設置された誘導施設の数				施設
	令和5年 (2023年)	0	令和25年 (2043年)	2	

※尼崎人口ビジョンにおける人口の将来展望の上限値に基づき設定 (予測される人口密度 106.4 人 /ha)

【居住誘導区域内における人口密度の目標値設定の考え方】



		令和2年 (2020年)	4.5%減	令和20年 (2040年)	備考
市全体	人口	459,593 人	→	439,000 人	人口ビジョン上限値
居住誘導区域内	人口	422,634 人		403,681 人	
	面積	3,377ha		3,377ha	
	人口密度	125.1 人 /ha		119.5 人 /ha	

【都市機能誘導区域内に新たに設置する誘導施設の考え方】

- JR 尼崎駅周辺 : 広域に利用される公的施設 (国、県の機関等)
 - 阪神大物駅周辺 : スポーツ施設 (観覧場 (野球場))
- ※ P57 ~ 58 参照

(2) 防災まちづくりの取組(防災指針)に関する評価指標

指標の考え方	指標				単位
	基準値 (年及び数値)		目標値 (年及び数値)		
避難場所の衛生環境を改善するために、避難場所となる学校 68 校にマンホールトイレを設置することを目標とする。	マンホールトイレ設置校数				校
	令和 4 年 (2022 年)	21	令和 13 年 (2031 年)	68	
災害時に避難地となる公園の防災機能をより向上させるため、リノベーションに取り組む予定の大規模公園 (9 箇所) を加えて、全 21 箇所を目標とする。	防災機能の強化を図る公園				箇所
	令和 4 年 (2022 年)	12	令和 15 年 (2033 年)	21	
災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、正確な情報を取得し、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要であることから、全市民が災害に関する情報を自ら取得することを目標とする。	市民へのアンケート結果に基づく「自ら情報を取得している」割合				%
	令和 4 年 (2022 年)	86.0	令和 9 年 (2027 年)	100.0	
			令和 25 年 (2043 年)	100.0 維持	
災害時に市民一人ひとりが適切なタイミングで、安全な場所に避難ができるよう、全市民がマイ避難カードを作成することを目標とする。	市民へのアンケート結果に基づく「マイ避難カードを作成している」割合				%
	令和 4 年 (2022 年)	1.6	令和 9 年 (2027 年)	100.0	
			令和 25 年 (2043 年)	100.0 維持	

【防災機能を持つ公園(令和4年度末時点)】

	公園名	整備年度	防災機能
1	上の島北公園	平成 7 年度	雨水貯留槽 (20 m ³) を設置し、樹木の散水等に利用
2	若宮公園	平成 14 年度	雨水貯留槽 (7.3 m ³) を設置し、樹木の散水等に利用
3	潮江緑遊公園	平成 22 年度	耐震性緊急貯水槽 100 m ³ 、耐震性防火水槽 100 m ³ 、雨水貯留槽 100 m ³ 、災害用緊急トイレ 20 穴を設置
4	もすりん橋公園	平成 25 年度	浸水対策として、雨水を一時貯留できるよう、広場を周辺より低く整備
5	戸の内公園	平成 26 年度	
6	神崎川緑地	平成 28 年度	
7	武庫之荘 8 丁目緑地	令和元年度	
8	食満 5 丁目公園	令和 2 年度	
9	西昆陽 2 丁目公園	令和 3 年度	
10	長洲本通北公園		
11	長洲西通 1 丁目公園		
12	宮の北公園	令和 4 年度	災害用緊急トイレ、雨水貯留機能等



(3) 公共交通及び公共施設に関する評価指標

指標の考え方	指標				単位
	基準値 (年及び数値)		目標値 (年及び数値)		
鉄道・バスの利用回数が増加することで、持続可能な公共交通ネットワークの構築に寄与することから、その利用回数をコロナ禍以前(令和元年(2019年))の数値に回復させることを目標とする。	1日あたりの公共交通の利用回数				回/人
	令和4年(2022年)	0.60	令和15年(2033年)	0.70	
市有建築物に係る3つの方針及び目標に基づいて、量、質、運営コスト等の最適化を図るため、公共施設マネジメントの取組を進め、「再編」の取組において市有建築物の床面積の削減を行う。	市有建築物の床面積				千㎡
	平成24年(2012年)	約1,868	令和30年(2048年)	約1,307以下 (▲30%以上)	

【市有建築物面積削減の考え方】



用語集



■ 英数字

3R

Reduce(リデュース・減らす)、Reuse(リユース・繰り返し使う)、Recycle(リサイクル・再資源化)の頭文字からなるごみを減らすための考え方を示すもので、優先順に並んでいます。

PDCA サイクル

P(計画)、D(実施及び運用)、C(点検及び是正措置)、A(見直し)のサイクルを回しながら継続的に施策や事業の改善に取り組む仕組みです。

■ あ行

雨水貯留(浸透)施設

雨水を一時的に貯留し、又は雨水の地下への浸透を促進する施設であって、浸水被害を軽減する効果を持つ施設です。

援農ボランティア制度

後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者をサポートする農作業のボランティア活動に関する制度です。

エリアブランディング

特定のエリアにおいて、市民・事業者等・行政が連携し、そのエリアの特性(人・文化・環境・歴史等)を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力のさらなる向上を図ることです。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持又は向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことで、

オープンスペース

建築物が建っていない視覚的に広がりのある土地のことです。公園、緑地、広場、河川、農地等があります。

屋外広告物

看板、広告塔等で、屋外で常時もしくは一定期間表示されるものです。

■ か行

関係人口

移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

幹線道路

都市の骨格になる道路網を形成する道路です。そのうち主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路です。

既成市街地

産業又は人口が相当程度集中し、都市施設の整備や土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域です。

既存ストック

整備済みの道路や公園等の都市施設や住宅等の建築物をいいます。

基盤整備

生活や経済活動に必要な都市の基盤となる施設を整備することです。

緊急輸送予定道路

災害時に緊急物資、人員の輸送等を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路として、尼崎市が選定する道路です。

近自然工法

地球環境や自然生態系に配慮した河川の護岸等の整備方法です。

建築協定

住宅地としての環境の維持・増進等を目的に、対象となる区域の関係権利者全員の合意により建築物の構造、用途等のルールを建築基準法に基づく協定として結ぶものです。

公共建築物

国や地方公共団体等が設置し、事務等を行うために使用する建築物や、広く一般市民が利用する建築物です。(例：市役所、支所、消防署、図書館、学校等)

高次都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市自体が持つ、住民生活や企業の経済活動に対する各種のサービス機能のもたらす利益や恩恵が、広域にわたる機能のことです。

交通結節機能

ターミナルにおいて、鉄道と鉄道あるいは鉄道と車両交通(バス、タクシー、マイカー)等、複数の交通機関と相互に連絡できる機能です。

高度利用

道路など都市施設が一定整備されており、有効な空地や一定規模以上の敷地を確保することで中高層建築物など階数の高い建築物を建築し、土地を効率的に利用することです。

港湾緑地

港湾区域に設置される緑地で、水際の景観整備や港で働く人、近隣住民の休息といった日常利用のほか、大規模災害発生時の避難スペース、緊急物資の一時保管等の役割をもった緑地です。

コミュニティ活動

地域の方々が力を合わせて課題解決等に取り組む市民活動のことで、地域のつながりや地域への愛着を育む活動を総称したものです。

■ さ行

災害拠点病院

地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に医療機関を支援する病院のことです。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の恐れがある化石エネルギー等に対し、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーのことで、太陽光、風力、地熱、バイオマス等を利用したエネルギーがあります。

最低敷地面積

ゆとりある住環境を保全するための基準で、尼崎市住環境整備条例により、用途地域ごとに戸建・長屋住宅の敷地面積の最低限度を定めています。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域で、開発や建築等に対する制限が課せられている区域です。

シビックプライド

自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をより良い場所にするための取組に関わろうとする当事者意識のことです。

市民農園

農地を借りて農業者以外の方がレクリエーションや自家用野菜の生産等を目的とし、野菜や花を育てるための農園です。

(尼崎市)住環境整備条例

良好な住環境の形成のため、民間開発の事前協議、紛争の防止、大規模開発事業の構想段階での届出制度等の手続、地区計画策定時の市民参加の手続、住宅の最低敷地面積など住環境の向上に必要な事項を定めた条例です。

重要港湾

国際海上輸送網や国内海上輸送網の拠点となる港湾として港湾法施行令で定める港湾で、尼崎西宮芦屋港が指定されています。

循環型社会

廃棄物の発生抑制や製品の効率的な再利用等によって、天然資源の消費量が抑えられ、環境への負荷ができる限り低減された社会です。

(尼崎市)商業立地ガイドライン

計画的なまちづくりを進める商業立地の指針として策定したもので、市域をゾーニングし、まちづくりと商業機能の方向性を示すとともに、都市構造や地域環境に与える影響が大きい大型商業施設について、規制・誘導の考え方を示しています。

消防水利

消火栓、防火水槽、プール、河川、溝、濠、池、海、井戸等、消防の用に供し得る水利施設です。

スマートシティ

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のあり方を指します。

生産年齢人口

労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口です。

生産緑地地区

市街化区域内の一定の要件を満たす農地で保全すべきものとして都市計画決定されたもので、建築等が制限されますが税制面での優遇を受けることができます。

生物多様性

自然生態系において多様な生命が豊かに存在していることです。

ゼロメートル地帯

平均満潮時の海水面より土地の高さが低い地域です。

専門家派遣

まちづくり協議会等、まちづくりに取り組む団体等への技術的な支援や活動のサポートのため建築士等の専門家を派遣する制度です。

総合的な治水対策

河川の氾濫等の水害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるため、河川や下水をスムーズに流す対策に加え、水を貯める施設や雨水が染み込む施設を置くなど、雨水を一時的に蓄える対策のほか、浸水に関する情報提供や浸水被害の軽減のための体制整備等、事前に備える総合的な対策です。



■ た行

第1線防潮ライン

津波が起こった場合、津波被害を減らすために整備している防潮堤等のことです。

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラル※に向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

尼崎市では令和4年、「阪神大物地域ゼロカーボンベースボールパーク整備計画」が、環境省による第1回脱炭素先行地域に選定されています。

※温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

地区計画

地区単位で道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画です。

地区まちづくりルール制度

まちづくり協議会等の住民団体が主体となって、独自に決めた地区の将来像や方針等を踏まえて、建築物の高さや水路や樹木の維持管理、まちなみの保全等を定めているものです。

地形地物

土地の地形や道路、建築物、河川、植生等の地物の総称です。

長寿命化

既存の施設を出来るだけ有効に長く活用する考え方です。

特定生産緑地制度

平成29年5月の生産緑地法改正に伴い創設された制度です。生産緑地地区は、都市計画決定の日から30年経過後にはいつでも買取り申出が可能となるため、現在適用されている税の優遇は受けられなくなります。そこで、引き続き生産緑地の保全を図るため、従来の生産緑地制度を10年単位で延長する特定生産緑地として、市が所有者の意向に基づき指定できる制度です。

都市型居住機能

駅前のホテルや商業施設併設型の集合住宅等、広域拠点や地域拠点に位置する利便性が高い住宅等を指します。

都市基盤

道路や公園、下水道等の施設に、ガス、電気等のエネルギー供給施設、学校や病院等を含めた生活に必要な公施設の総称です。

都市計画区域

人口など一定の要件を満たし、都市として整備や保全をする必要がある区域を指定するもので、尼崎市は市域全域が都市計画区域になっています。

都市施設

道路、公園、下水道、河川、鉄道など都市活動に必要な基盤的な施設の総称です。

都市農地貸借制度

平成30年9月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律でできた制度です。都市農地（市街化区域内の農地のうち生産緑地地区として指定されているもの）について、①「認定を受けた事業計画に基づく貸付け」、②「一定の市民農園の用に供するための貸付け」が農地法の適用を外れスムーズに行うことができます。

■ な行

(尼崎市)内陸部工業地の土地利用誘導指針

具体的な都市計画を定める際の基本的な考え方として、工業地域及び準工業地域内における土地利用の誘導方向等を示すものです。

南海トラフ巨大地震

日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震です。

■ は行

ハザードマップ

自然災害による被害を予測してその被害範囲を示した地図です。

防災街区整備地区計画

密集市街地において、建替等を通して道路空間を確保しながら、燃えにくい建築物へと変え、火災の延焼を防止し、通行路を確保して地区の防災性を高める地区計画です。

防災拠点

災害時に救援物資の配給、安否情報の確認、避難等の防災の拠点となる場所です。

防災協力農地

今後起こり得るであろう「南海トラフ巨大地震」等の甚大な災害時に備え、市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として、尼崎市が令和4年度から開始している登録制度です。

■ ま行

密集市街地

道路や公園等が十分に整備されず、木造の建築物が密集し、地震時等の火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地をいいます。

無接道敷地

所有する土地が、建築基準法で定める道路に、適法に接することができない敷地であり、建築ができない敷地のことです。

モビリティ・アズ・ア・サービス (MaaS)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

■ や行

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建蔽率、高さ等の形態を規制し、又は誘導する都市計画及び建築規制の制度です。

■ ら行

リスクコミュニケーション

自然災害や食品安全、環境問題等、社会に危険を与える恐れがあり、さらに関係者間で意識共有が必要とされる事柄について、市民、行政機関、企業、専門家など利害関係者間で行う情報の共有や意見の交換のことをいいます。

老朽危険空家等

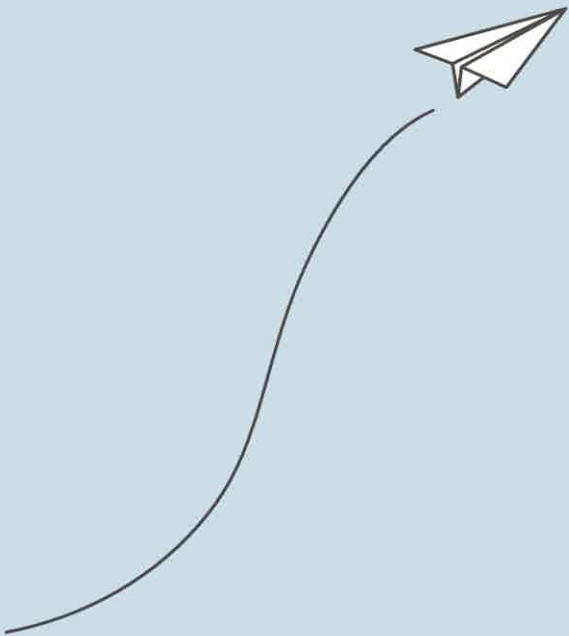
空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等又は尼崎市危険空家等対策に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する危険空家等のうち、別途定める不良度判定基準によって測定した評点の合計が 100 点以上の空家等を指します。

→(参考)尼崎市HP

■ わ行

ワークショップ

計画策定の際等、参加者が自由に意見を出し合うことで各人の思いや考えを共有化する会議の仕組みで、近年、様々な地域のまちづくりで活用されています。



AMAGASAKI CITY PLANNING